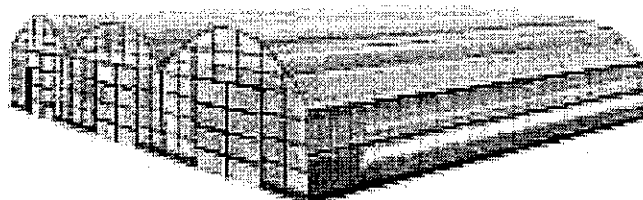


平成27年度

阪神農産物のブランド力アップ事業 (都市農業生産施設整備事業)のご案内



兵庫県阪神北県民局では、平成27年度の阪神農産物のブランド力アップ事業（都市農業生産施設整備事業）を実施します。

パイプハウス等の生産施設導入をご検討中の農業者の皆様、ぜひ、本事業をご活用下さい!

1 事業内容

(1) 事業目的

地産地消型農業のモデル農家を育成し、阪神地域の農産物直売所等への出荷品目・出荷量の増大、農産物出荷期間の拡大や品質の向上等を図る。

(2) 事業実施主体

農業者及び3戸以上の農業者が組織する団体

(3) 事業対象地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

(4) 補助対象内容

農産物生産管理用施設及び附帯設備（パイプハウス、いちご高設栽培設備等）等

(5) 補助率等

事業費の3分の1以内

但し、補助金額は10万円以上、100万円（千円単位）を上限とする。

2 平成27年度の主なスケジュール（予定）

募集期間（市町への事業提案書の提出期間）	4月20日（月）～5月15日（金）
事業提案書の審査・審査結果の通知	6月中旬
事業計画の申請・承認	6月下旬
事業補助金の交付申請・交付決定	7月上旬
事業着手	7月上旬（交付決定）以降

※ 事業実施を希望される方は、募集期間内に居住地の市町農政担当課へ、事業提案書（別紙様式1）をご提出ください。

【本事業についての問い合わせ先】

兵庫県阪神北県民局 阪神農林振興事務所 農政振興課（担当：稲本、深山）
電話：079-562-8849 平日の午前9時から午後5時

裏面の注意
事項もごらん
下さい

3 注意事項

- (1) 書類の提出は、原則として郵送又は持参とします。FAXや電子メールによる提出は受け付けできません。
- (2) 提出後の書類については、原則として差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (3) 虚偽の記載や不備等がある場合は、審査の対象になりません。
- (4) 必要に応じて、提案内容等について応募者にヒアリングをすることがあります。
- (5) 提出書類については、応募審査以外には使用いたしません。
- (6) 審査結果については、提出先市町を通じて、書面で通知します。
- (7) 審査結果の通知については、事業実施候補者となった旨をお知らせするもので、事業の実施及び補助金の交付を承認・決定するものではありません。別途、必要な手続きを経て決定されます。
- (8) 審査の経過や審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。